

佐倉市原木しいたけ（露地栽培）生産者登録要領

（目的）

第1条 この要領は、平成23年3月11日における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質の被害にあった市内産原木しいたけ（露地栽培）について、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」による生産者指導について（平成25年9月26日付け森第837号（一部改正平成25年11月15日付け森第1057号）。以下「県栽培管理」という。）に即した栽培管理を行う生産者を登録し、安全が確認された市内産原木しいたけ（露地栽培）のみが出荷及び販売される体制を構築することにより、安全安心な市内産原木しいたけ（露地栽培）の流通を図ることを目的とする。

（登録の要件）

第2条 登録できる生産者は、次に掲げる要件をすべて満たすと認められる生産者とする。

- (1) 出荷及び販売を目的として原木しいたけ（露地栽培）を市内で生産していること。
- (2) 県栽培管理に即した栽培を行い、必須項目が実施され安全が確認された市内産原木しいたけ（露地栽培）を生産していること。
- (3) 1キログラムあたり50ベクレルを超える放射性セシウムを含む原木及びほだ木がほだ場に存在しないこと。ただし、適正に保管している場合はこの限りでない。
- (4) 出荷及び販売可能な原木しいたけ（露地栽培）生産者（以下「登録生産者」という。）として情報公開（市及び市が通知した関係機関によるものを含む。）されることに同意していること。
- (5) 登録された情報に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ることに同意していること。
- (6) 登録されたロット以外の原木しいたけ（露地栽培）を出荷及び販売しないことに同意していること。
- (7) 定期的に検査等を実施することに同意していること。

（登録の申請）

第3条 登録を受けようとする生産者（以下「登録希望生産者」という。）は、原木しいたけ（露地栽培）生産者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 原木及びほだ木（以下「原木等」という。）の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- (2) 原木しいたけ（露地栽培）生産者登録に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条各号の要件に

適合しているかを審査するものとする。

- 2 市長は、第2条第2号の実施状況の確認について市を所管する林業事務所長（以下「林業事務所長」という。）に依頼するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査に際し、申請の内容が第2条各号の要件に適合しているかについて、千葉県知事に協議するものとする。

（登録等）

第5条 市長は、前条第3項の規定による協議が整い、千葉県知事の合意が得られ、前条第1項の審査により登録が可能であると認めたときは、登録希望生産者を登録生産者として原木しいたけ（露地栽培）生産者登録台帳（別記第3号様式。以下「台帳」という。）に登録する。

- 2 市長は、前項の規定により台帳に登録したときは、出荷及び販売に供するため原木しいたけ（露地栽培）出荷可能生産者証明書（別記第4号様式。以下「証明書」という。）を登録生産者に交付する。
- 3 証明書の有効期限は、登録した日以後の最初の8月末日までとする。ただし、次条の登録変更届により登録内容を変更したとき、又は第7条の登録更新届により有効期限を更新したときは、変更及び更新した日以後の最初の8月末日までとする。
- 4 市長は、第1項の規定により台帳に登録したときは、登録生産者の情報をホームページに掲載するとともに、農業協同組合、直売所等（以下「直売所等」という。）に通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録生産者は、登録した内容に変更が生じたときは、原木しいたけ（露地栽培）生産者登録変更届（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）証明書
- （2）原木等の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の届出が新たなロットの追加による場合は第4条各項に準じ、協議等を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の届出の内容が第2条各号の要件に適合していると認めるときは、台帳の記載事項を変更するとともに、記載事項を変更した証明書を新たに交付する。
- 4 市長は、前項の規定により台帳の記載事項を変更した場合であって、新たな生産形態が追加された場合は、登録生産者の情報をホームページに掲載するとともに、直売所等に通知するものとする。

（登録の更新）

第7条 証明書の有効期限の満了後も、引き続き出荷及び販売を目的として原木しいたけ（露地栽培）の生産を行おうとする登録生産者は、原木しいたけ（露地栽培）生産者登録更新届（継続・再開）（別記第6号の1様式）又は原

木しいたけ（露地栽培）生産者登録更新届（休止）（別記第6号の2様式）に次に掲げる書類を添えて、証明書の有効期限が満了する15日前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 証明書
- (2) 原木等の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、第1項の届出のうち、原木しいたけ（露地栽培）生産者登録更新届（継続・再開）を受理したときは、登録されたロットの出荷前検査及び新たなロットの登録が終了し、問題のないことが確認された後、台帳の記載事項を変更するとともに、更新した証明書を速やかに交付する。
- 3 市長は、第1項の届出のうち、原木しいたけ（露地栽培）生産者登録更新届（休止）を受理したときは、台帳の記載事項を変更する。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録生産者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 証明書を不正に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録生産者として不適当と認めたとき。
- 2 登録生産者は、前項の規定により登録の取消しを受けたときは、速やかに証明書を市長に返納しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録生産者の情報をホームページから削除するとともに、千葉県知事及び直売所等に通知するものとする。

(登録生産者の責務)

第9条 登録生産者は、市内産原木しいたけ（露地栽培）を出荷しようとするときは、産地の市名、生産形態、住所、氏名を出荷物に表示するとともに、出荷先に証明書の写しを提出しなければならない。

- 2 登録生産者は、定期的に検査等を実施し、基準値を上回った原木しいたけ（露地栽培）を出荷及び販売してはならない。

(出荷管理の実施)

第10条 市長は、関係機関と連携し、市場等に対し登録生産者以外の生産者が生産した佐倉市産原木しいたけ（露地栽培）を取り扱わないよう指導及び監督する。

(立ち入り調査の実施)

第11条 市長は、関係機関と連携し、登録生産者に対し定期的に立ち入り調査等を実施し、栽培管理の状況を確認するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第13条 この要領で申請書等に添えることとしている県栽培管理チェックシートの写しについては、同チェックシートの簡易版（別記第7号様式）の写しによることとして差し支えないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日（平成27年12月11日、27佐農第501号）から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に「佐倉市原木しいたけ（露地栽培）生産者登録制度」に基づく登録をした生産者については、次期更新時まで従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日（平成29年10月16日、29佐農第432号）から施行する。